

名取市不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に要した費用の一部を助成します。

赤ちゃんは必ずしも希望する時期に授かれるとは限りません。早い時期からご夫婦で妊娠や出産について話し合い、心配な場合には早めに医療機関を受診しませんか。



	不妊検査費用助成	不妊治療費用助成
助成対象者	下記の①～⑤<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けている ④ 申請日時点で名取市内に住所を有する(夫婦のどちらかでも可) ⑤ 令和6年4月1日以降に検査を受けている ※検査開始日…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。以下同じ。	下記の①～④<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③ 申請日時点で名取市内に住所を有する(夫婦のどちらかでも可) ④ 令和6年4月1日以降に治療を受けている
助成対象となる検査・治療	<u>医師が必要と認める不妊検査</u>で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、<u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u>
助成額	<u>夫婦1組につき上限5万円</u>	<u>1回あたり上限7万円</u> ※「1回」とは、採卵から移植までを「1回」とカウントします。
助成回数	夫婦1組につき1子ごと1回限り ※不妊検査費の助成を受けたことがある方は対象外です。	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの
申請期限	検査開始日から1年を経過した日又は検査終了日から1年以内	治療終了日から1年以内

申請先

名取市保健センター 母子保健係

☎ 022-382-2456



申請書類

不妊検査費

受診状況	申請書類
夫婦が <u>同じ</u> 医療機関を受診した場合	① 名取市不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 夫婦の受診等証明書(様式第2号) ③ 同意書 ④ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)
夫婦が <u>別々の</u> 医療機関を受診した場合	① 名取市不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 妻の受診等証明書(様式第2号) ③ 夫が不妊検査を受けたときの領収書及び明細書(<u>原本</u>) ④ 同意書 ⑤ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)

<注意点>

- ・各種申請書類は、名取市ホームページからダウンロードできます。
- ・法律上の婚姻関係にあることが市で確認できない場合には、婚姻がわかる書類の提出が必要となります。
- ・夫婦が別々の医療機関を受診した場合に添付する領収書及び明細書は、原本になります。提出していただいた領収書の原本は、コピーを取った後、お返しいたします。

不妊治療費

申 請 書 類
① 名取市不妊治療費助成事業申請書(様式第1号) ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書(様式第2号) ③ 同意書 ④ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)

<注意点>

- ・各種申請書類は、名取市ホームページからダウンロードできます。
- ・法律上の婚姻関係にあることが市で確認できない場合には、婚姻がわかる書類の提出が必要となります。

不妊・不育専門相談センターのご案内

宮城県では、「不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

- 毎週水曜日：午前9時～午前10時、毎週木曜日午後3時～午後5時まで

※いずれも年末年始、祝祭日等を除く

- (1) 電話相談：専門の相談員(認定看護師等)が相談を受けます。☎ 022-728-5225
- (2) 面接相談：電話相談の上、面接相談を予約することができます。(場所：東北大学病院)
※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。

(お問い合わせ先)

名取市保健センター 母子保健係 ☎022-382-2456